

諮問庁：国立大学法人お茶の水女子大学

諮問日：平成27年7月24日（平成27年（独個）諮問第21号）

答申日：平成29年7月25日（平成29年度（独個）答申第31号）

事件名：特定日付け本人宛ての教員免許状に係る文書等の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、平成27年3月9日付け茶女大企画第13号により国立大学法人お茶の水女子大学（以下「お茶の水女子大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

法9条の2に、「提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」とある。

したがって、そもそも、お茶の水女子大学（以下、第2においては「大学」という。）が、国に対して、取得事実を証し、さらには、認定事実を報告し、これを元に、正しい判断を下したのであれば、利用停止する必要がないが、利用停止対象の公文書類は、適用すべきではない判断指標を提出し、それを元に導かれた誤った判断であり、一度は同意した行政指導にも従わない結果、やむを得ず対応した措置であったが、平成19年には、大学の正当性を説明する手段に利用していたことが判明し、その結果、行政瑕疵が放置されたばかりか、履修の機会が、一切与えられず、正直に記載すれば、無効となる免許状態になったことが判明した。

したがって、法9条の2にあるとおり、これを利用することにより、

本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められたので、利用停止しないことに対し、異議申立てをする。

(2) 意見書

大学が、平成27年8月11日に学長決裁を経て、平成27年1月19日の日付で前学長名（文書名義者と発行年月日は問題あり）にて、1科目だけ、授与要件に欠ける「学力に関する証明書」を発行した。

そして、この証明書の写しを、特定年月日eに、特定教育委員会の担当者に、直接面接にて報告。

その結果、特定教育委員会の担当者は、以下のとおりの見解を、異議申立人に口頭で示した。

「通常では、授与できない状態なので、要件に欠く事実を明らかにした上で、行政瑕疵を原因とする「授与の撤回」という不利益処分が考えられる。その場合には、聴聞を行った上での対応になるが、実際には、これから大学と話し合いながら、具体的に、検討したい。」

よって、大学側が、本文書を利用しても、今後は授与権者の対応もあり、何よりも、当該審査会にて、個人情報の誤った大学側の記載が変更されれば、当諮問に関わる利用停止だけにこだわらなくとも良くなったが、異議申立ては撤回せず、新たな意見書の追加も行わず、利用停止を異議申立書どおりに、主張する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての対象

本件利用停止請求は、本件対象保有個人情報について、別表に掲げる利用停止請求1ないし利用停止請求5を求めるものであるが、本学は次項で述べる理由により、本件保有個人情報の利用停止をしない旨の決定（原処分）をしたものである。

これについて、異議申立人は、平成27年4月14付け異議申立書において、原処分への異議申立てを行っている。

2 本件利用不停止決定の理由

文書1ないし文書5は、利用停止請求の根拠規定である法36条1項1号及び2号が定める各事由のいずれにも該当しない。したがって、本学は、文書1ないし文書5について、原処分したものである。

すなわち、法36条1項1号及び2号は、利用停止請求が認められる場合として下記各事由を挙げているところ、以下に述べるように、文書1ないし文書5はいずれも下記各事由に該当しない。

ア 1号「3条2項の規定に違反して保有されているとき」

イ 1号「5条の規定に違反して取得されたものであるとき」

ウ 1号「9条1項及び2項の規定に違反して利用されているとき」

エ 2号「9条1項及び2項の規定に違反して提供されているとき」

(1) 上記2のアについて

法3条2項は、「独立行政法人等は、前項の規定により特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報等を保有してはならない。」と規定している。

これを本件についてみると、文書1ないし文書5はいずれも異議申立人の成績及び学力に関する証明又はその有効性を担保することを利用目的とし、当該利用目的の達成に必要な範囲で保有している。

よって、文書1ないし文書5は、法36条1項1号「3条2項の規定に違反して保有されているとき」に該当しない。

(2) 上記2のイについて

法5条は、「独立行政法人等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。」と規定している。

これを本件についてみると、まず文書1及び文書3は、当時の文部省特定課職員A及び職員Bが異議申立人に対し、異議申立人が本学における単位修得によって得た教員免許状の有効性等を教育職員免許法の主管官庁として説明した際に用いられたものであり、文書4は文書3に付随して異議申立人と当時の文部省特定課職員Bが署名・捺印した「確認書」であって、これらはいずれも本学が当時の文部省より情報提供を受け取得した文書である。文書2は本学特定役職Xがその職務として作成又は取得した文書である。文書5は異議申立人より本学特定役職Y及びZ宛てに発出され大学が取得した文書である。

このように、文書1ないし文書5は、「偽りその他不正の手段」により取得された個人情報ではないため、法第36条1号「5条の規定に違反して取得されたものであるとき」に該当しない。

(3) 上記2のウについて

法「9条1項」は、「独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と規定している。

これを本件についてみると、本学は、文書1ないし文書5を、利用目的である、異議申立人の成績及び学力に関する証明又はその有効性を担保すること以外の目的のために利用又は提供していないことから、法「9条1項」に違反していない。また、利用目的以外の目的のために利用又は提供していない以上、法「9条2項」にも違反していない。

よって、文書1ないし文書5は、法36条1号「9条第1項及び2項の規定に違反して利用されているとき」及び2号「9条第1項及び2項の規定に違反して提供されているとき」に該当しない。

以上のことから、本件異議申立てについて、原処分を維持することが適当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年7月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月15日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成29年7月3日 審議
- ⑤ 同月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 利用停止請求について

本件利用停止請求は、処分庁が異議申立人に対し、平成27年1月20日付け茶女大企画第41-1号及び同第41-2号により開示決定した本件対象保有個人情報について、その利用の停止を求めるものである。

処分庁は、本件利用停止請求について、法36条1項1号及び2号に掲げる事項に該当しないとして利用不停止とする決定（原処分）を行った。

異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を維持するとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、法3条2項の規定に違反して保有されているとき、法5条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は法9条1項及び2項の規定に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を、また、法36条1項2号は、法9条1項及び2項の規定に違反して提供されているときには、当該保有個人情報の提供の停止を請求することができる旨を規定している。（以下、利用の停止、消去又は提供の停止の請求を「利用停止請求」という。）

そして、法38条は、「独立行政法人等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と規定しているので、以下、各条文に即して検討する。

3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の性格、利用目的等について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 文書1は、文部科学省（当時は文部省）が作成した異議申立人の教員免許状における修得単位の疑義に対する異議申立人への回答文書であり、お茶の水女子大学は当該文書について文部科学省（当時は文部

省)から情報提供を受けたものである。当該文書は、教員免許の制度官庁である文部科学省(当時は文部省)からの文書であるため、異議申立人の免許状の有効性を担保するために保有している。

イ 文書2は、異議申立人の短期大学時代に修得した音楽の教科に関する科目の2単位を誤ってお茶の水女子大学編入時に認定したことが明らかになったため、異議申立人の免許状授与に関する瑕疵を補うために、異議申立人から提出のあった参考資料及び録音テープの内容をもって音楽の科目の2単位を認定したことを異議申立人宛てに通知した文書である。また、成績証明書の写し、基礎資格及び単位修得証明書、教育職員免許に係る取得単位内訳、音楽の科目の2単位を認定した通知に取消し印が押印された文書及び特定役職Xから特定役職Yへの委任状が添付書類となっている。当該文書は、現在では、異議申立人との当時の記録として保有しているのみである。

ウ 文書3は、文書1と同様、文部科学省(当時は文部省)から情報提供のあったものである。当該文書についても、教員免許の制度官庁である文部科学省(当時は文部省)からの文書であるため、異議申立人の免許状の有効性を担保するために保有している。

エ 文書4は、文書3に付随して異議申立人と当時の文部省特定課B氏が署名・捺印した「確認書」であり、文部科学省(当時は文部省)より情報提供を受けたものである。当該文書は、現在では、文部科学省(当時は文部省)との記録として保有しているのみである。

オ 文書5は、異議申立人より本学特定役職Y及びZ宛てに発出され、お茶の水女子大学が取得した文書であり、現在では、異議申立人との当時の記録として保有しているのみである。

(2) 法3条2項(保有の制限等)について

ア 法3条2項においては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない旨規定しており、その前提である同条1項は「独立行政法人等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない」と規定している。

イ 本件対象保有個人情報は、その内容を踏まえると、諮問庁が上記(1)で説明するとおり、いずれも、異議申立人が有する幼稚園教諭1級免許状の有効性を担保するため、又は異議申立人が有する幼稚園教諭1級免許状に関しての当時の記録として保有しているものであると認められ、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められない。

(3) 法5条(適正な取得)について

ア 法5条は「独立行政法人等は、偽りその他不正の手段により個人情

報を取得してはならない」と規定している。

イ 本件対象保有個人情報、その内容を踏まえると、諮問庁が上記(1)で説明するとおり、いずれも、異議申立人の有する幼稚園教諭1級免許状の効力及びお茶の水女子大学の単位認定に関して、教員免許の制度官庁である文部科学省(当時文部省)から、若しくは異議申立人本人から適正に取得したもの、又は異議申立人の有する幼稚園教諭1級免許状に係るお茶の水女子大学の単位認定業務に関して、処分庁が作成したものであると認められ、法5条の規定に違反して偽りその他不正な手段により取得したものとは認められない。

(4) 法9条1項及び2項(利用及び提供の制限)について

ア 法9条1項は、「独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と規定している。さらに、同条2項は、同条1項の規定にかかわらず、「独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる」と規定しており、同条2項3号において、「行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」と規定している。

イ 本件対象保有個人情報、その内容を踏まえると、諮問庁が上記(1)で説明するとおり、利用目的である異議申立人の免許状の有効性を担保するために利用、若しくは、当時の記録として保有しているものであると認められ、いずれの文書も他に利用又は提供等をしている状況は認められないので、法9条1項及び2項に違反して目的外利用をしているとは認められない。

(5) 利用停止の要否

上記のとおり、処分庁が異議申立人に係る本件対象保有個人情報を保有し、利用していることは、法3条2項、5条並びに9条1項及び2項の規定に違反しているとは認められず、法38条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められないことから、本件利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不

停止とした決定については、法 38 条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第 5 部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

- 文書 1 特定年月日 a 付け文部省特定課職員 A からの本人宛の「貴殿に授与された教員免許状に係る取扱いについて（回答）」
- 文書 2 特定年月日 b 付けお茶の水女子大学特定役職 X から本人宛ての「教育職員免許状に対する措置について」の文書及び添付書類一式
- 文書 3 特定年月日 c 付け文部省特定課職員 B からの「貴殿に授与された教員免許状の効力について（回答）」
- 文書 4 文書 3 に関係して文部省特定課職員 B 及び本人が署名・捺印した「確認書」
- 文書 5 特定年月日 d 付け本人からお茶の水女子大学特定役職 Y 及び Z 宛ての文書

別表

	1 異議申立人が利用停止を求める文書	2 利用停止を請求する理由
利用停止請求 1	文書 1	<p>当該文書は、お茶の水女子大学から、調査に基づく行政判断（見解）及び指導のために作成されたものであるが、そもそも、お茶の水女子大学からは、以下の理由のとおり、誤った資料が提出されていたことが判明したこと、これによりなされた判断の信頼性を欠くことが確認されたこと、さらに、現在、審査庁である特定教育委員会は、当該文書を不要としていることの原因から、利用停止の請求を希望する。</p> <p>法人文書の開示により、そもそも、お茶の水女子大学から文部省特定課職員 A に対して、調査のために提出された「お茶大認定表 資料④」と手書きをされた文書は、本人が在学当時特定年度 A 生並びに特定年度 B 生のお茶の水女子大学特定学部用「教育職員免許法に関する説明及び科目認定一覧表」の記載事実とは重大な要件欠如に関わる必須科目の記載が異なるものであったことが判明したため。</p> <p>したがって、当該文書は、誤った資料に基づく判断であるため、記載内容に、信頼性と妥当性を欠くものであるから、利用停止とすることが適当だと判断する。</p> <p>しかも、現在は、特定教育委員会において、当該免許に係る審査をすることが予定されているため、正しく開示された認定基準にしたがって、学力に関する証明書を、別添どおり訂正して、作成すれば、当該文書は不要であることを、特定教育委員会への連絡で確認をしているため。</p>
利用停止請求 2	文書 2	<p>手続きミスにより、同認定は取消されたものなので、一般教育科目の認定の参考資料には利用しても、当該資料による学力に関する証明書の作成に際しては、利用停止を希望。</p>
利	文書 3	利用停止請求 1 の理由により、誤った判断の結果示さ

利用 停止 請求 3		れた見解であるため，その内容に，信頼性と妥当性を欠いているため，当該文書の利用の停止希望。
利用 停止 請求 4	文書 4	
利用 停止 請求 5	文書 5	

※別添資料は省略